

神戸市立工業高等専門学校情報教育研究支援センター規則

2026年4月1日

規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市立工業高等専門学校内部組織規則（2023年4月規則第118号。以下「内部組織規則」という。）第1条の2第2項の規定に基づき情報教育研究支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、神戸市立工業高等専門学校の情報システム（ネットワークシステムを含む。以下同じ。）に関する業務を効率的に実施し、校内の情報化の推進を先導するとともに、情報に関する教育及び研究並びに情報を通じた地域社会との連携に取り組み、もって社会の情報化の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 情報システムの管理及び運用並びに改善に関すること。
- (2) 情報システムの企画及び立案に関すること。
- (3) 情報システムに係る神戸市外国語大学との連携に関すること。
- (4) 校内の情報化の推進に関すること。
- (5) 情報教育（各専門学科に共通する基礎的な情報教育に限る。以下同じ。）の企画及び実施に関すること。
- (6) 情報技術等に係る教育及び研究に関すること。
- (7) 情報科学技術分野における産学連携に関すること。
- (8) 地域企業におけるデジタル人材の育成支援に関すること。
- (9) 小中学校における教育の情報化の推進の支援に関すること。
- (10) 情報セキュリティ対策の実施に関すること。
- (11) 校内DXの推進に係る技術的支援に関すること。
- (12) センターの業務に係る広報に関すること。
- (13) センターの管轄する施設及び設備の利用に関すること。
- (14) 前各号に掲げるもののほかセンターの目的の達成のために必要な業務に関すること。

(センター長等)

第4条 センターに内部組織規則第7条第1項に規定するセンター長（以下「センター長」という。）のほか副センター長若干名を置く。

2 副センター長は、校長が任命する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(情報システム管理アドバイザー)

第5条 センターに情報システム管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くことができる。

2 アドバイザーは、情報システムの管理に関する専門知識を有する教員の中から当該教員の所属する教員組織の長の承諾を得てセンター長が委嘱するものとする。

3 アドバイザーの任期は、1年とし、再任を妨げない。

4 センター長は、情報システムの管理に関してアドバイザーに助言を求めることができるほか、特に必要と認めるときは、情報システムの管理及び運用に関する業務の一部を委任して行わせることができるものとする。

(運営)

第6条 センターの運営は、センターに属する教員及びセンターの業務を担当する職員（以下「センタースタッフ」という。）で行う。

(運営委員会)

第7条 センターに神戸市立工業高等専門学校情報教育研究支援センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) センターの事業の計画及び実施に関する事項

(2) 専門部会の設置に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほかセンターの運営に関する重要事項

3 運営委員会は、センタースタッフ及び教務主事（教育）で構成する。

4 前項の規定にかかわらず、センター長は、第2項に掲げる事項を審議するために必要と認める教職員を当該教職員の所属する組織の長の承諾を得て運営委員会に加えることができる。

5 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

6 委員長は、運営委員会を原則として年2回招集し、その議長となる。ただし、委員長が必要と認めるときは、臨時の運営委員会を招集することができる。

(情報委員会)

第8条 センターに情報委員会を置く。

2 情報委員会は、第2条に掲げるセンターの業務に係る各専門学科及び一般科との連絡調整のほかセンター長が必要と認める業務を行う。

3 情報委員会は、センタースタッフ、各専門学科の代表者1名及び一般科の代表者2名で構成する。

4 前項の規定にかかわらず、センター長は、第2項の業務を行うために必要と認める教職員を当該教職員の所属する組織の長の承諾を得て情報委員会に加えることができる。

5 情報委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

(専門部会)

第9条 センター長は、必要に応じて、運営委員会の了承を得て専門部会を置くことができる。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

(改廃)

第11条 この規則の改廃については、運営委員会で協議する。

附 則

1 この規則は、2026年4月1日から施行する。

2 第8条第3項の規定の適用については、当分の間、同項中「各専門学科の代表者1名」とあるのは、「各専門学科の代表者1名（ただし、知能ロボット工学科及び機械システム工学科は、2学科で1名とする。）」とする。

3 神戸市立工業高等専門学校総合情報センター規則（2023年4月規則第123号）は、廃止する。